

川越市国民健康保険に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月8日

川越市長

森田 初恵

川越市規則第57号

川越市国民健康保険に関する規則の一部を改正する規則

川越市国民健康保険に関する規則（昭和45年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第32条中「第5号ロ」の次に「若しくはハ」を加える。

第35条第3項中「第27条の17の2第3項」を「第27条の17の2第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。